

証券コード 3356
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北一丁目13番5号
株式会社 テリロジー
代表取締役社長 阿部昭彦

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたします。

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みにより、株主総会へのご来場はお控えいただき、書面によって、またはインターネット等によって議決権を行使することをご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただくか、または、次頁および同封のスマート行使のご案内にしたがって、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権の行使をいただきますようお願い申しあげます。

なお、上記取り組みに照らし、本年の株主総会においては、議決権を有効にご行使いただいたすべての株主様に対し、後日QUOカード（500円分）を郵送にてお送りすることとします。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始予定午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル ベルサール九段 4階 ROOM 4
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第33期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 株式移転計画承認の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。

ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.terilogy.com>) に掲載させていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

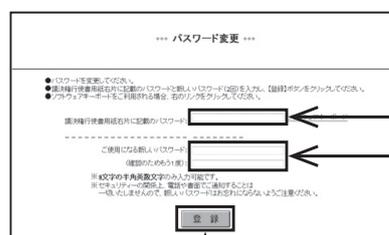
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

- ① インターネット等と書面の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ② また、インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## (添付書類)

# 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続く中、ワクチン接種が順調に進み、景気の持ち直しが期待されるものの、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

このような経営環境の下、当社グループでは、社会生活や経済活動がインターネットに依存する傾向が高まったことで、サイバー攻撃による脅威が急速に増大していることから、前期に引き続き、サイバーセキュリティ対策やOT/IoTのセキュリティ対策に向けた「サイバースレットインテリジェンスサービス」、「脆弱性診断サービス」、「産業系制御システムのセキュリティ対策」の受注活動に注力しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の変化を背景に、業務プロセスや作業の自動化と生産の性向上を図る「究極的にカンタンなRPAツール」、新型コロナウイルス対応における在留外国人や聴覚障がい者に向けたコミュニケーション支援の「多言語リアルタイム映像通訳サービス」では、当社グループのオリジナリティを発揮し、各分野での独自のポジションを確立するための営業活動に努めました。

当連結会計年度における部門別の概要は次のとおりであります。

#### (ネットワーク部門)

当部門では、業務系ネットワークと制御系ネットワーク (IT/OT) の統合による高品質な次世代ネットワーク基盤の導入及び強化への取り組みが広がりました。これにより、当社グループが得意とするIPアドレス管理サーバ製品では、国内大手製造業向けユーザ管理システム構築の大型案件の受注を獲得するなど、当社グループの主要顧客に向けた営業活動は堅調に推移しました。

また、前期より販売を開始したRadware製品は、前総販売代理店からの顧客

の巻き取り活動を中心に、次世代ネットワーク最適化案件などの受注拡大に努めました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の変化に伴い、企業内でのテレワーク、フリーアドレス制の導入によるWi-Fi利用が拡大していることから、セキュアなクラウド型無線LANシステムによるネットワーク構築案件の受注獲得に注力しました。

しかしながら、当部門の受注は堅調に推移したものの、一定期間にわたり売上高を計上する収益認識会計基準等を適用したことから売上高は減少しました。

この結果、売上高は1,399百万円（前期1,616百万円）となりました。

#### （セキュリティ部門）

当部門では、国際的なスポーツ競技大会の開催に加え、社会生活や経済活動でのインターネットへの依存度の高まりから、サイバー攻撃の脅威は増大しました。このような状況の中、OT/IoTの普及に伴うサイバー攻撃の脅威の拡大に伴い、電力系などの重要インフラや工場及びビル管理などの産業制御システムへのセキュリティ対策が緊急を要することから、制御システム・セキュリティリスク分析案件の引き合いが増加したことにより、受注に繋がりました。

また、日々高度化、複雑化するサイバー攻撃や不正アクセスといったセキュリティ脅威への対策として、標的型攻撃対策クラウドサービスの大型案件のほか、ネットワーク不正侵入防御セキュリティ製品によるネットワークセキュリティ対策案件などの受注を獲得しました。

さらに、ダークネットと呼ばれる匿名性の高いネットワークにて、APTに代表される高度な技術を持つ攻撃集団や、サイバー犯罪グループなどがやり取りする悪意ある情報を収集、分析し、契約先企業に提供するサイバースレットインテリジェンスサービスや、サプライチェーンのリスクを可視化するサイバーリスク自動評価サービスなどの受注活動は堅調に推移しました。

加えて、様々な犯罪で利用されることの多いSNSをAIで分析し、犯罪グループ間の隠れた関係や裏アカウントなどを特定するサービスを本格的に開始し、官公庁からの受注につながったほか、次の大きなテーマとして取り組んでいるソフトウェアサプライチェーンリスクのサービスも順調に立ち上がり、大手通信事業者などに導入いたしました。

なお、当部門では収益認識会計基準等を適用したものの、受注は好調に推移したことにより、売上高は増加しました。

この結果、売上高は1,726百万円（前期1,628百万円）となりました。

（モニタリング部門）

当部門では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策としてテレワークが急速に普及したことで、ネットワークの負荷やセキュリティリスクが高まりました。これにより、当社グループ独自のパケットキャプチャ製品を中心に、ネットワーク監視やセキュリティ対策、トラブルシューティング対応などの案件の獲得に向けた営業活動に注力したことで、パケットキャプチャ製品を採用した電力系インターネットサービスプロバイダ向けネットワークモニタリング案件のほか、ネットワーク性能管理製品を採用した国内金融機関向けネットワークの利用状況可視化及び性能監視案件などの受注を獲得しました。

また、クラウドサービスなどで提供されるソフトウェアやアプリケーションのパフォーマンスの可視化と問題の原因追究をする当社開発の運用監視クラウドサービスは、当社グループの主要顧客を中心に受注活動に努めました。

なお、当社グループ独自のパケットキャプチャ製品の新モデルへの切り替えに伴い、販売体制の立ち上げに時間を要することから、当部門の売上高は減少しました。

この結果、売上高は387百万円（前期520百万円）となりました。

（ソリューションサービス部門）

当部門の多言語リアルタイム映像通訳サービスは、新型コロナウイルス感染症の影響からインバウンド需要は減少する中、在留外国人や聴覚障がい者とのコミュニケーション手段として、新型コロナウイルスワクチン接種会場での利用が継続されたほか、これまでの通訳サービスで培った経験を基に新たなビジネスモデルの創出に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一つであるWEB会議サービスは、Zoomの国内シェアとサービス認知度の高まりからライセンスやウェビナーの契約と併せて、附帯商材となる映像・音響機器の需要が高まったほか、中小企業向けかんたん接続のクラウドマネージドVPNサービスは、その簡便性とちょうど良い価格帯から、クラウドPBX、理美容サロンをはじめ、小売流通や中堅企業等のネットワークサービスとしての引き合いは増加しました。

さらに、当社グループ独自のRPAツールは、販売強化に向けた販売代理店網の拡大とブランドの知名度向上のマーケティング活動に注力しました。

なお、今期より連結対象となった情報システム業務支援及び代行業務のクレシード社をはじめ、自社運営の訪日インバウンドメディアを活用したプロモーション事業のIGL000（イグルー）社の受注活動につきましては、概ね予定通りに推移しました。

この結果、売上高は1,710百万円（前期936百万円）となりました。

以上の結果、収益認識に関する会計基準等を適用したことによる当連結会計年度における受注高は6,058百万円（前期5,455百万円）、売上高は5,223百万円（前期4,701百万円）、受注残高は1,890百万円（前期1,055百万円）となりました。

損益面では、事業の拡大に向けた人件費などが増加したものの、売上高の増加に伴い利益が増加したことから、営業利益441百万円（前期は540百万円の利益）、経常利益439百万円（前期は543百万円の利益）となりました。

また、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額83百万円及びのれんの減損損失28百万円を計上したことで、その結果、親会社株主に帰属する当期純利益273百万円（前期は437百万円の利益）となりました。

（単位：百万円）

| 部門別           | 第32期<br>(2021年3月期) |            | 第33期<br>(2022年3月期)<br>(当連結会計年度) |            |
|---------------|--------------------|------------|---------------------------------|------------|
|               | 売上高                | 構成比<br>(%) | 売上高                             | 構成比<br>(%) |
| ネットワーク部門      | 1,616              | 34.4       | 1,399                           | 26.8       |
| セキュリティ部門      | 1,628              | 34.6       | 1,726                           | 33.1       |
| モニタリング部門      | 520                | 11.1       | 387                             | 7.4        |
| ソリューションサービス部門 | 936                | 19.9       | 1,710                           | 32.7       |
| 計             | 4,701              | 100.0      | 5,223                           | 100.0      |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中における重要な事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中における重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年11月30日付で、資本・業務提携先である株式会社CBAが提供する企業の廃棄物処理プロセスを一気通貫で支援するクラウドサービスの提供を開始したことに伴い、当社ではCBA社の戦略事業パートナーとして同社と共同でマーケティングおよび利活用促進の提案活動を行う事を発表いたしました。

当社は、2022年3月25日付で、当社連結子会社の株式会社テリロジーワークスが日本サイバーディフェンス株式会社と資本業務提携に関する契約を締結したことを発表いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                  | 第30期<br>(2019年3月期) | 第31期<br>(2020年3月期) | 第32期<br>(2021年3月期) | 第33期<br>(2022年3月期)<br>(当連結会計年度) |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円)             | 3,660,143          | 4,051,350          | 4,701,898          | 5,223,953                       |
| 経常利益(千円)            | 229,692            | 288,036            | 543,026            | 439,620                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 207,360            | 214,692            | 437,674            | 273,555                         |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 13.45              | 13.03              | 26.40              | 16.87                           |
| 総資産(千円)             | 3,194,995          | 4,203,308          | 5,625,660          | 5,991,613                       |
| 純資産(千円)             | 1,441,160          | 2,269,225          | 2,643,666          | 2,439,833                       |
| 1株当たり純資産額(円)        | 90.63              | 136.66             | 158.22             | 149.33                          |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区分            | 第30期<br>(2019年3月期) | 第31期<br>(2020年3月期) | 第32期<br>(2021年3月期) | 第33期<br>(2022年3月期)<br>(当事業年度) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)       | 2,964,360          | 3,408,123          | 3,949,601          | 3,195,376                     |
| 経常利益(千円)      | 146,843            | 187,339            | 475,508            | 316,885                       |
| 当期純利益(千円)     | 162,702            | 156,961            | 428,414            | 240,318                       |
| 1株当たり当期純利益(円) | 10.56              | 9.53               | 25.84              | 14.82                         |
| 総資産(千円)       | 3,153,530          | 4,243,393          | 5,046,658          | 5,082,798                     |
| 純資産(千円)       | 1,388,530          | 2,158,864          | 2,510,365          | 2,288,584                     |
| 1株当たり純資産額(円)  | 87.32              | 130.00             | 151.01             | 140.95                        |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名              | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                       |
|------------------|-------|----------|-----------------------------------------------|
| 株式会社テリロジーワークス    | 48百万円 | 100%     | パケットキャプチャ製品<br>momentumに関するソフトウェア開発           |
| 株式会社テリロジーサービスウェア | 15百万円 | 100%     | ネットワークサービスの企画・開発・販売<br>ソリューションサービスの企画・開発・販売   |
| 株式会社IGL000       | 20百万円 | 51.6%    | 海外向けインターネットメディア運営事業<br>海外向けコンテンツ制作及びプロモーション事業 |
| クレシード株式会社        | 20百万円 | 90%      | 情報システム部門代行<br>業務アプリケーションソフトの受託開発              |

### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限と緩和が繰り返される中、ウクライナ情勢に起因する地政学リスクの高まりから、世界的なエネルギー価格の高騰や原材料価格の上昇、急激な円安など、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社グループでは、2022年3月期を初年度とする3カ年のテリロジーグループ中期経営計画を策定しております。

中期経営計画の2年目にあたる当期は、前期に引き続き、「デジタル社会の変化に自ら対応・進化し、お客様が欲する的確なソリューションとサービスを提供し続けられるテクノロジーオーガナイズ企業グループを目指す」のグループ経営理念のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

また、本中期経営計画は、当社グループの中期的な事業運営の指針となるものであり、企業価値の向上につながる以下の基本戦略を推進することで、経営理念の実現を果たすものであります。

#### ① グループ・ポートフォリオ事業の更なる強化・拡大

- ・IT/OT/IoT/DXセキュリティ&テクノロジー事業領域の強化

(主力事業領域のトップライン拡大)

- ・グループ事業シナジーの追求強化  
(事業価値連鎖、連結収益力の増強)
- ・ダイナミックなグループ事業の拡大  
(成長・安定事業のグループ取込、M&Aアライアンスの推進)
- ② グループ連携によるストック型事業モデルへの強化
  - ・クラウドセキュリティ事業への挑戦  
(マルチクラウド、SIEM/SASE等新規開発事業)
  - ・ビジネス・システム・アウトソーシング事業拡大  
(情報システム業務・運用、BPO/BPM/ITO事業領域をカバー)
- ③ グローバルな事業展開
  - ・アジア事業戦略展開強化
    - ・ベトナム市場への集中
      - ・VNCS-Global経営支援
  - ・米国・イスラエル 連携
    - ・先進技術のソーシング
    - ・事業開発投資機能の発揮

また、前期に引き続き、M&A・事業アライアンス戦略による事業拡大に取り組むと共に、成長を支える実行組織・管理体制の仕組みの整備・強化も図ってまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、情報通信機器販売並びにソフトウェア開発を主な事業内容としております。

#### (6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

##### ① 当社

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 本 社 | 東京都千代田区九段北一丁目13番5号 |
|-----|--------------------|

##### ② 子会社

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 株式会社テリロジーワークス    | 東京都千代田区九段北一丁目13番5号 |
| 株式会社テリロジーサービスウェア | 東京都千代田区九段北一丁目13番5号 |
| 株式会社IGL000       | 東京都千代田区九段北一丁目4番1号  |
| クレシード株式会社        | 東京都台東区浅草橋一丁目34番9号  |

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 168 (33) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは情報通信機器販売並びにソフトウェア開発及びネットワーク構築から、納入したネットワーク及び付帯機器の保守サービスに至るITソリューション・サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 94名  | 6名増       | 37.4歳 | 9.1年   |

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先       | 借入額       |
|-----------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 100,000千円 |
| 株式会社千葉銀行  | 35,000    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 21,696,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,152,959株 (自己株式427,041株を除く)
- (3) 株主数 11,584名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                          | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|--------------------------------|------------|---------|
| 津 吹 憲 男                        | 2,461,800株 | 15.24%  |
| 阿 部 昭 彦                        | 764,800    | 4.73    |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー<br>証 券 株 式 会 社 | 300,000    | 1.85    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                | 288,000    | 1.78    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券              | 218,100    | 1.35    |
| 松 井 証 券 株 式 会 社                | 124,900    | 0.77    |
| 坂 口 真 弘                        | 111,100    | 0.68    |
| 宗 教 法 人 本 住 寺                  | 90,000     | 0.55    |
| イ ケ ダ コ ウ メ イ                  | 90,000     | 0.55    |
| テ リ ロ ジ ー 社 員 持 株 会            | 75,900     | 0.46    |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                          |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 津 吹 憲 男 |                                                                  |
| 代表取締役社長   | 阿 部 昭 彦 | 執行役員社長<br>管理部門管掌<br>(株) テリロジーワークス取締役                             |
| 取 締 役     | 宮 村 信 男 | 執行役員副社長<br>(株) テリロジーワークス代表取締役                                    |
| 取 締 役     | 鈴 木 達   | 執行役員副社長<br>事業部門管掌<br>クレシード(株)代表取締役<br>(株) テリロジーサービスウェア取締役        |
| 取 締 役     | 尾 高 雅 美 | ウィザーズ国際法律事務所代表<br>NPO法人アジア・太平洋まちづくり支援機構常任理事<br>エムエーウェルフェア株式会社取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 吉 田 清 滋 |                                                                  |
| 監 査 役     | 細 谷 僚 一 | インターネットマルチフィード(株)相談役<br>一般社団法人インターネット協会副理事長                      |
| 監 査 役     | 佐 藤 宏   | (株) インテリジェントウェイブ社外監査役<br>アイビーシー株式会社社外監査役                         |

- (注) 1. 取締役尾高雅美氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役細谷僚一氏と監査役佐藤宏氏の両氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は、監査役細谷僚一氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。  
 4. 常勤監査役吉田清滋氏、監査役細谷僚一氏及び監査役佐藤宏氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・常勤監査役吉田清滋氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。  
 ・監査役細谷僚一氏は、長年にわたり事業会社の経営に携わっておりました。  
 ・監査役佐藤宏氏は、長年にわたり他社の社外監査役を務めておられます。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、500万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該補償契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する場合には補填の対象としないこととしております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額<br>(百万円) |            | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------|-----------------|---------------------|------------|----------------|
|                    |                 | 基本報酬                | 非金銭<br>報酬等 |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 63<br>(1)       | 58<br>(1)           | 5<br>(-)   | 6名<br>(2名)     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 6<br>(2)        | 6<br>(2)            | -<br>(-)   | 4名<br>(2名)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 70<br>(4)       | 65<br>(4)           | 5<br>(-)   | 10名<br>(4名)    |

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### ② 取締役及び監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2004年6月24日開催の第15回定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は0名）です。

また別枠で、2021年6月22日開催の第32回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額10百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、2002年6月21日開催の第13回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

#### ③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「④役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

#### ④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。監査役の報酬については、経営に対する独立性確保の観点から、基本報酬のみとします。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と一部連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株主利益と連動する企業価値向上のインセンティブとなる株式報酬型ストック・オプションにより構成し、監督機能を担う取締役会長および社外取締役並びに中長期的な企業価値向上の視点から重要な役割を果たす代表取締役社長については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

##### ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### ハ. 株式報酬型ストック・オプションの決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

株式報酬型ストック・オプションについては、各事業年度の業績をふまえ、毎年6月開催の当社取締役会にて、募集新株予約権の総数、募集新株予約権と引換に払い込む金銭(当社から対象取締役に対する金銭報酬として相殺)、行使期間など募集事項を定めるものとする。

##### ニ. 金銭報酬の額、株式報酬型ストック・オプションの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

株式報酬型ストック・オプション支給の対象となる業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業

種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬型ストック・オプションのウェイトが高まる構成とし、対象取締役に対する割当数については、あらかじめ定めた総数の範囲の中で、取締役会において決定する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

第2項の個人別の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬の枠内で、取締役会から授権された代表取締役社長が決定する。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役阿部昭彦に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑥ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行い決議しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役尾高雅美氏は、ウィザーズ国際法律事務所の代表であり、NPO法人アジア・太平洋まちづくり支援機構の常任理事、エムエーウェルフェア株式会社の取締役であります。ウィザーズ国際法律事務所、NPO法人アジア・太平洋まちづくり支援機構およびエムエーウェルフェア株式会社は当社との間には特別な関係はありません。同氏は、〈当該事業年度における主な活動状況〉に記載のとおり、選任時に期待された社外取締役としての役割を適切に果たしています。

監査役細谷僚一氏は、インターネットマルチフィード株式会社の相談役及び一般社団法人インターネット協会の副理事長であります。インターネットマルチフィード株式会社及び一般社団法人インターネット協会と当社の間には特別な関係はありません。

監査役佐藤宏氏は、株式会社インテリジェントウェイブおよびアイビーシー株式会社の社外監査役であります。株式会社インテリジェントウェイブおよびアイビーシー株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名     | 地 位   | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                    |
|---------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 尾 高 雅 美 | 取 締 役 | 当事業年度開催の取締役会10回のうち10回出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                   |
| 細 谷 僚 一 | 監 査 役 | 当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、また、監査役会12回のうち12回出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。 |
| 佐 藤 宏   | 監 査 役 | 当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席し、また、監査役会12回のうち11回出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。 |

(注) 取締役尾高雅美氏につきましては期中就任後の活動状況を記載しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 UHY東京監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                         | UHY東京監査法人 |
|-----------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 25百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 25百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社とUHY東京監査法人は責任限定契約を締結しておりません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社および子会社は、企業倫理を高める施策を講じるとともに、取締役会を定時はもとより必要に応じ随時開催して取締役の意思疎通を図り業務執行を監督する。
  - ② 取締役は他の取締役及び使用人の重大な法令違反及びその他コンプライアンスに違反する重要な事実を発見した場合は、監査役及び取締役会に遅滞なく報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程に基づき機密保持に留意し、正確かつ確実に保存・管理することとし、定められた範囲で閲覧可能な状態を維持することとする。
  - ② 情報の保存については保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理体制については、リスク管理規程及びリスク管理マニュアルを策定し、リスク対応並びに手順等を定め同規程に従ったリスク管理体制を整備する。
  - ② 当社はリスク管理を有効に行うためリスク管理委員会およびCSIRTを設置し、当社の業務執行に係るリスクとしてリスク管理規程に掲げたリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。不測の事態が発生した場合には、迅速に対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を図り、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめることとする。
- (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時に開催するものとする。
  - ② 当社の経営方針、経営戦略、事業計画等に係る重要事項については事前に役員並びに部署長からなる経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

- (5) 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制  
子会社管理規程を定め、子会社の株主総会および取締役会等の記録、業務内容、その他重要な事項について当社へ報告する。
- (6) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス基本規程」を定める。経営管理部管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会において、コンプライアンスを含む内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、全社員を対象としてコンプライアンスについての研修を実施する。
  - ② 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとする。
  - ③ 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置する。
  - ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内通報制度を整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。
  - ⑤ 監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役職務を補助すべき使用人として監査役が求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者は、その業務を遂行するにあたって、監査役の指揮・命令にのみ服する。同補助者の任命については監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定するものとする。
  - ② 監査役補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては監査役会の同意を得るものとする。
  - ③ 監査役職務について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、当社にて速やかに処理する。
  - ④ 監査役へ報告・通報したことを理由として、当該取締役および使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な扱いも行わないための諸規程を整備、周知する。
- (8) 当社および子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社および子会社の取締役及び使用人は会社に著しい損失を与える事実、役員職員の不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、監査役に遅滞なく報告するものとする。

- ② 監査役は必要に応じいつでも取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- ③ 監査役が、会計監査・内部監査人と連携・協力して監査を実施することを積極的に支援する。
- ④ 監査役が、その職務遂行に当たって、必要と認めるときは、弁護士及び会計監査人等外部の専門家を活用することを積極的に支援する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① 当社および子会社は、全役員・全社員が遵守すべき普遍的な規範として定めた「企業倫理憲章」及び「行動規範」において「社会的正義の重視」を明記し、社会的秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とのかかわりを一切持たないことを基本方針とする。
- ② 反社会的勢力に対する対応については、コンプライアンス基本規程に基づき、総務・人事部門を担当窓口として所轄警察署、顧問弁護士など外部専門機関との密接な連携のもと、情報収集と適切な助言・協力を確保できる体制を整備している。
- ③ 当社および子会社の全役員・全社員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまった時の対応についてはコンプライアンス基本規程・リスク管理規程に則り、担当窓口・リスク管理委員会を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立している。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 当社は、当社における業務の適正を確保するために「企業倫理憲章」及び「行動規範」を定めるとともに、全社員に対しその教育を実施しています。
- ② コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、総務・人事部門において、コンプライアンス研修の実施を進めております。
- ③ リスク管理委員会の開催等により、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスクを把握・評価し、取締役会に報告しております。
- ④ 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主尊重を経営戦略の重要課題と認識し、業績に基づいた配当を実施することにより株主への利益還元に取り組むことを基本方針としております。

一方、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保も株主各位の利益確保に必要不可欠であると認識しております。

なお、当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、定款の定めにより、剰余金の配当を取締役会の決議によることとしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその金額  
当社普通株式1株につき金7円 総額は113,070,713円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月24日

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| (資産の部)             |                  | (負債の部)         |                  |
|--------------------|------------------|----------------|------------------|
| 科目                 | 金額               | 科目             | 金額               |
| <b>流動資産</b>        | <b>4,871,999</b> | <b>流動負債</b>    | <b>3,271,970</b> |
| 現金及び預金             | 2,159,673        | 買掛金            | 174,074          |
| 受取手形、売掛金<br>及び契約資産 | 838,846          | 1年内返済予定の長期借入金  | 38,072           |
| 商品                 | 67,260           | リース債務          | 4,868            |
| 仕掛品                | 5,125            | 未払金            | 170,823          |
| 前渡金                | 1,609,734        | 未払費用           | 28,997           |
| その他                | 192,293          | 未払法人税等         | 9,680            |
| 貸倒引当金              | △935             | 未払消費税等         | 35,361           |
| <b>固定資産</b>        | <b>1,119,613</b> | 前受金            | 2,748,903        |
| (有形固定資産)           | 188,433          | 賞与引当金          | 53,681           |
| 建物附属設備             | 13,405           | 預り金            | 5,291            |
| 工具、器具及び備品          | 168,949          | その他            | 2,215            |
| リース資産              | 6,079            | <b>固定負債</b>    | <b>279,809</b>   |
| (無形固定資産)           | 478,186          | 長期借入金          | 220,431          |
| のれん                | 334,971          | リース債務          | 1,662            |
| ソフトウェア             | 141,279          | 長期未払金          | 46,315           |
| その他                | 1,936            | 資産除去債務         | 11,400           |
| (投資その他の資産)         | 452,993          | <b>負債合計</b>    | <b>3,551,779</b> |
| 投資有価証券             | 157,316          | (純資産の部)        |                  |
| 敷金及び保証金            | 77,193           | <b>株主資本</b>    | <b>2,393,965</b> |
| 会員権                | 60,507           | 資本金            | 1,581,306        |
| 繰延税金資産             | 132,181          | 資本剰余金          | 413,683          |
| その他                | 28,788           | 利益剰余金          | 634,025          |
| 貸倒引当金              | △2,994           | 自己株式           | △235,049         |
| <b>資産合計</b>        | <b>5,991,613</b> | その他の包括利益累計額    | 18,204           |
|                    |                  | 繰延ヘッジ損益        | 18,204           |
|                    |                  | 新株予約権          | 11,864           |
|                    |                  | 非支配株主持分        | 15,798           |
|                    |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>2,439,833</b> |
|                    |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>5,991,613</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金      | 額         |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 5,223,953 |
| 売上原価            |        | 3,162,055 |
| 売上総利益           |        | 2,061,897 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 1,620,404 |
| 営業利益            |        | 441,492   |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息            | 15     |           |
| 貸倒引当金戻入益        | 3,060  |           |
| 保険解約返戻金         | 1,861  |           |
| 助成金収入           | 2,409  |           |
| その他             | 2,480  | 9,826     |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 2,251  |           |
| 為替差損            | 7,624  |           |
| デリバティブ評価損       | 1,621  |           |
| その他             | 201    | 11,698    |
| 経常利益            |        | 439,620   |
| 特別損失            |        |           |
| 減損損失            | 28,326 | 28,326    |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 411,294   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 53,474 |           |
| 過年度法人税等         | △1,847 |           |
| 法人税等調整額         | 83,993 | 135,620   |
| 当期純利益           |        | 275,673   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        | 2,117     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 273,555   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本   |           |           |          |             |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                              | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 1,581,306 | 414,158   | 622,104   | △67      | 2,617,500   |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額    |           |           | △178,735  |          | △178,735    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高    | 1,581,306 | 414,158   | 443,368   | △67      | 2,438,765   |
| 当連結会計年度変動額                   |           |           |           |          |             |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |           |           | 273,555   |          | 273,555     |
| 剰 余 金 の 配 当                  |           |           | △82,899   |          | △82,899     |
| 自 己 株 式 の 取 得                |           |           |           | △249,970 | △249,970    |
| 自 己 株 式 の 処 分                |           |           |           | 14,988   | 14,988      |
| 自己株式処分差損の振替                  |           | △474      |           |          | △474        |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) |           |           |           |          |             |
| 当連結会計年度変動額合計                 | —         | △474      | 190,656   | △234,982 | △44,800     |
| 当連結会計年度末残高                   | 1,581,306 | 413,683   | 634,025   | △235,049 | 2,393,965   |

|                              | その他の包括利<br>益 累 計 額 |                                 | 新株予約権  | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|------------------------------|--------------------|---------------------------------|--------|---------|-----------|
|                              | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益   | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |        |         |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 5,772              | 5,772                           | 6,712  | 13,680  | 2,643,666 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額    |                    |                                 |        |         | △178,735  |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高    | 5,772              | 5,772                           | 6,712  | 13,680  | 2,464,931 |
| 当連結会計年度変動額                   |                    |                                 |        |         |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |                    |                                 |        |         | 273,555   |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                    |                                 |        |         | △82,899   |
| 自 己 株 式 の 取 得                |                    |                                 |        |         | △249,970  |
| 自 己 株 式 の 処 分                |                    |                                 |        |         | 14,988    |
| 自己株式処分差損の振替                  |                    |                                 |        |         | △474      |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) | 12,432             | 12,432                          | 5,152  | 2,117   | 19,702    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 12,432             | 12,432                          | 5,152  | 2,117   | △25,097   |
| 当連結会計年度末残高                   | 18,204             | 18,204                          | 11,864 | 15,798  | 2,439,833 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称  
株式会社テリロジーワークス  
株式会社テリロジーサービスウェア  
株式会社IGLOO  
クレシード株式会社

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

##### ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況・主要な会社等の名称

名称:VNCS Global Solution Technology Joint Stock Company

持分法を適用しなかった理由:当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため、持分法の適用の範囲から除外しております。

##### ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

##### ④ 持分法適用手続に関する特記事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

##### ① 連結の範囲の変更 該当事項はありません。

##### ② 持分法の適用の範囲の変更 該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. 棚卸資産

- ・商品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ハ. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・デリバティブ 時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

車両運搬具……………定率法

工具、器具及び備品……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

車両運搬具 3年

工具、器具及び備品 4年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

- ハ、ヘッジ方針  
ヘッジ対象…外貨建予定取引  
為替相場変動リスクの低減のため、内部規定に基づき、ヘッジしております。
- ニ、ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ対象とヘッジ手段における通貨、期日等の重要な条件が同一であり、かつヘッジ期間を通じて相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺していると想定することができる為替予約取引に関しては、ヘッジの有効性評価を省略しております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。
- ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計期間の期首の利益剰余金が178百万円減少しております。当期連結累計期間の四半期連結損益計算書は、売上高が432百万円、売上原価が264百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ167百万円減少しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前期連結累計期間に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時

価算定会計基準」という。)等を当連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 334,971千円

減損損失 28,326千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

取得時に発生したのれんを超過収益力として認識しており、対象会社ごとにグルーピングを行ったうえで、将来の事業計画に基づく営業利益及び割引前将来キャッシュ・フローを検討することによって、減損の兆候・認識の判定を行っております。のれんの減損の検討は、主に事業計画を基礎として行っておりますが、検討過程で使用された主な仮定は、成長率と割引率であります。

これらの仮定に基づく数値は、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られる過去データを基礎としております。翌年度以降、対象会社の実績が事業計画と大きく乖離する場合、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。減損の認識については、減損の兆候があると判断した資産グループの利益計画等に基づく回収期間における割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たない場合に減損損失の計上が必要と判断し、その測定については、減損を認識した資産グループの回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失としております。

(非上場株式等の評価)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式等) 157,316千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、株式等の実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。超過収益力を加味して取得した非上場株式等については、実質価額に当該超過収益力を反映しております。取得時の超過収益力の毀損の有無は、投資先の事業計画の実現可能性、計画と実績の乖離状況、売上高成長率等を総合的に勘案して判断しております。投資先の事業計画と実績に乖離等が生じ超過収益力の毀損が認められた場合には、減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### 担保に供している資産

担保に供している資産は現預金であり、取引金融機関との信用状取引及び為替予約取引の担保として2,600千円を差し入れております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

433,568千円

### (3) 保証債務

該当事項はありません。

### (4) 受取手形割引高

該当事項はありません。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 16,580,000株 | -          | -          | 16,580,000株 |

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2021年5月28日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 82百万円  | 5円       | 2021年3月31日 | 2021年6月23日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2022年5月19日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 113百万円 | 7円       | 2022年3月31日 | 2022年6月24日 |

### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 22,800株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、短期的な預金等に限定し、銀行からの借入により資金を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

敷金及び保証金は主に事務所の賃貸借に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

会員権は、福利厚生等を目的としたゴルフ会員権であり、当該会員権に係る市場価格の変動リスクに対しては、四半期ごとに時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に固定資産の取得に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらについては、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であり、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であります。また、執行・管理については、取引権限を定めた管理規定に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っており、月次の取引実績は取締役会に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。また、現預金は注記を省略しており、売掛金、買掛金、未払金については短期間で決算されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                            | 連 結 貸 借<br>対 照 表<br>計 上 額 | 時 価     | 差 額     |
|----------------------------|---------------------------|---------|---------|
| (1) 敷金及び保証金                | 77,193                    | 77,222  | 28      |
| (2) 会員権                    | 60,507                    | 47,499  | △13,007 |
| (3) 投資有価証券                 | 50,000                    | 50,000  | -       |
| 資産計                        | 187,700                   | 174,722 | △12,978 |
| (1) リース債務                  | 6,531                     | 6,688   | 157     |
| (2) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む） | 258,503                   | 258,503 | -       |
| 負債計                        | 265,034                   | 265,191 | 157     |
| デリバティブ取引（※）                |                           |         |         |
| ヘッジ会計が適用されていないもの           | -                         | -       | -       |
| ヘッジ会計が適用されているもの            | 26,239                    | 26,239  | -       |

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

市場価格のない株式等は上記表の「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 107,316    |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額する金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分       | 時価   |        |      |        |
|----------|------|--------|------|--------|
|          | レベル1 | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券   | -    | 50,000 | -    | 50,000 |
| デリバティブ取引 | -    | 26,239 | -    | 26,239 |
| 資産計      | -    | 76,239 | -    | 76,239 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |         |      |         |
|---------|------|---------|------|---------|
|         | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 敷金及び保証金 | -    | 77,222  | -    | 77,222  |
| 会員権     | -    | 47,499  | -    | 47,499  |
| 資産計     | -    | 124,722 | -    | 124,722 |
| リース債務   | -    | 6,688   | -    | 6,688   |
| 長期借入金   | -    | 258,503 | -    | 258,503 |
| 負債計     | -    | 265,191 | -    | 265,191 |

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、市場価格及び間接的に観察可能な金額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、店頭取引のデリバティブについては取引金融機関より提示された時価によっており、金利、外国為替相場等のインプットを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定されており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、回収見込額を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 会員権

会員権の時価は、市場価格及び間接的に観察可能な金額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

(1) リース債務

リース債務の時価は、リース金利が短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、当該帳簿価額は時価と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利が短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、当該帳簿価額は時価と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内   | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超     |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| リース債務 | 4,868  | 1,662       | -           | -           | -           | -       |
| 長期借入金 | 38,072 | 33,072      | 23,162      | 24,792      | 31,716      | 107,689 |

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

該当事項はありません。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                         | 事業部門      |           |         |                 | 合計        | 事業<br>構成比 |       |
|-------------------------|-----------|-----------|---------|-----------------|-----------|-----------|-------|
|                         | ネットワーク    | セキュリティ    | モニタリング  | ソリューション<br>サービス |           |           |       |
| 一時点で移転される財              | 539,070   | 477,267   | 95,944  | 1,353,557       | 2,465,840 | 47.2%     |       |
| 一定の期間に<br>わたり移転さ<br>れる財 | サブスクリプション | 225,169   | 738,405 | 29,358          | 270,223   | 1,263,157 | 24.2% |
|                         | 保守サービス    | 635,620   | 510,957 | 261,986         | 86,391    | 1,494,955 | 28.6% |
| 顧客との契約から生じる収益           | 1,399,860 | 1,726,630 | 387,289 | 1,710,172       | 5,223,953 | 100%      |       |
| 外部顧客への売上高               | 1,399,860 | 1,726,630 | 387,289 | 1,710,172       | 5,223,953 | 100%      |       |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主な事業内容はコンピュータおよびその周辺機器の輸出入、販売および開発です。これらの取引の多くは、財又はサービスが引き渡される一時点で充足される履行義務であり、外部顧客に対する売上及び顧客との契約から生じる収益は引渡時点において収益を計上しております。商品の期間ライセンスを提供するサブスクリプション、保守サービスの取引等については、期間ライセンスの有効期間にわたり充足される履行義務であることから、一定の期間で収益を認識しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の期末残高は以下のとおりです。

顧客との契約から生じた債権

受取手形及び売掛金 838,846千円

契約負債

前受金 2,748,903千円

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 149円33銭

(2) 1株当たりの当期純利益 16円87銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

単独株式移転による純粋持株会社体制への移行

当社は2022年11月1日（予定）を期日として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移

転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により、純粹持株会社（完全親会社）である「株式会社テリロジーホールディングス」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2022年5月19日開催の当社取締役会において決議いたしました。

(1) 移行目的

今後の当社グループの事業展開の加速化およびガバナンスの強化を通じたグループ事業価値向上の実現のため

(2) 本株式移転の要旨

① 本株式移転の日程

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 定時株主総会基準日        | 2022年3月31日（木）      |
| 株式移転計画承認取締役会     | 2022年5月19日（木）      |
| 株式移転計画承認定時株主総会   | 2022年6月23日（木）（予定）  |
| 当社株式上場廃止日        | 2022年10月28日（金）（予定） |
| 持株会社設立登記日（効力発生日） | 2022年11月1日（火）（予定）  |
| 持株会社株式上場日        | 2022年11月1日（火）（予定）  |

② 本株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転であります。

③ 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

| 会社名    | 株式会社テリロジーホールディングス<br>(株式移転設立完全親会社) | 株式会社テリロジー<br>(株式移転完全子会社) |
|--------|------------------------------------|--------------------------|
| 株式移転比率 | 1                                  | 1                        |

I 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

II 単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

III 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたします。

IV 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記③のとおり、本株式移転は当社単独の株式移転であり、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

### V株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式16,580,000株

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。また、当社の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当社の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

なお、本株式移転の効力発生時点において当社が保有する自己株式1株に対して、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、効力発生日前に自己株式を消却しない場合には、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することとなりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

### (3)本株式移転により新たに設立する持株会社（株式移転設立完全親会社）の概要（予定）

|            |                                                                                                                                                                                                                         |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①名称        | 株式会社テリロジーホールディングス                                                                                                                                                                                                       |
| ②所在地       | 東京都千代田区九段北一丁目13番5号                                                                                                                                                                                                      |
| ③代表者の役職・氏名 | 確定次第、開示いたします                                                                                                                                                                                                            |
| ④事業内容      | 次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること及び次の事業を営むこと<br>1. コンピュータおよびその周辺機器の輸出入、販売および開発<br>2. コンピュータおよびその周辺機器の修理、保守<br>3. 情報通信機器およびその周辺機器その他部品の輸出入、販売および開発<br>4. 情報通信機器およびその周辺機器の修理、保守<br>5. コンピュータソフトウェアの設計、開発、販売 |
| ⑤資本金       | 450,000千円                                                                                                                                                                                                               |
| ⑥決算期       | 3月31日                                                                                                                                                                                                                   |

#### I 株式移転による会計処理の概要

本株式移転は、企業会計上の「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。

#### II 今後の見通し

本株式移転に伴い、当社は持株会社の完全子会社となります。これにより、当社の業績は完全親会社である持株会社の連結業績に反映されることとなります。なお、本株式移転による業績への影響は軽微です。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| (資産の部)             |                  | (負債の部)         |                  |
|--------------------|------------------|----------------|------------------|
| 科目                 | 金額               | 科目             | 金額               |
| <b>流動資産</b>        | <b>3,732,920</b> | <b>流動負債</b>    | <b>2,666,151</b> |
| 現金及び預金             | 1,904,620        | 買掛金            | 114,010          |
| 受取手形、売掛金<br>及び契約資産 | 385,423          | 短期借入金          | 451,570          |
| 商品                 | 29,342           | 1年内返済予定の長期借入金  | 20,000           |
| 仕掛品                | 17,502           | リース債務          | 4,868            |
| 前払費用               | 116,102          | 未払金            | 92,628           |
| 前渡金                | 1,227,004        | 未払費用           | 17,814           |
| その他                | 53,098           | 未払消費税等         | 253              |
| 貸倒引当金              | △173             | 前受金            | 1,939,331        |
| <b>固定資産</b>        | <b>1,349,877</b> | 預り金            | 2,799            |
| (有形固定資産)           | 154,961          | 賞与引当金          | 21,135           |
| 建物                 | 10,235           | その他            | 1,738            |
| 工具、器具及び備品          | 138,645          | <b>固定負債</b>    | <b>128,062</b>   |
| リース資産              | 6,079            | 長期借入金          | 115,000          |
| (無形固定資産)           | 44,716           | リース債務          | 1,662            |
| ソフトウェア             | 43,434           | 資産除去債務         | 11,400           |
| 電話加入権              | 1,282            | <b>負債合計</b>    | <b>2,794,214</b> |
| (投資その他の資産)         | 1,150,200        | (純資産の部)        |                  |
| 関係会社株式             | 799,600          | <b>株主資本</b>    | <b>2,258,514</b> |
| 投資有価証券             | 107,336          | 資本金            | 1,581,306        |
| 敷金及び保証金            | 70,434           | 資本剰余金          | 413,683          |
| 会員権                | 60,507           | 資本準備金          | 398,701          |
| 繰延税金資産             | 100,510          | その他資本剰余金       | 14,982           |
| その他                | 14,807           | <b>利益剰余金</b>   | <b>498,574</b>   |
| 貸倒引当金              | △2,994           | その他利益剰余金       | 498,574          |
| <b>資産合計</b>        | <b>5,082,798</b> | 繰越利益剰余金        | 498,574          |
|                    |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△235,049</b>  |
|                    |                  | 評価・換算差額等       | 18,204           |
|                    |                  | 繰延ヘッジ損益        | 18,204           |
|                    |                  | 新株予約権          | 11,864           |
|                    |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>2,288,584</b> |
|                    |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>5,082,798</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 3,195,376 |
| 売 上 原 価                 |        | 2,046,270 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,149,106 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 912,895   |
| 営 業 利 益                 |        | 236,210   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 14     |           |
| 受 取 手 数 料               | 94,151 |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益         | 3,060  |           |
| そ の 他                   | 2,745  | 99,970    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 9,856  |           |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損       | 1,621  |           |
| そ の 他                   | 7,817  | 19,295    |
| 経 常 利 益                 |        | 316,885   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 316,885   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 30,855 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 45,711 | 76,567    |
| 当 期 純 利 益               |        | 240,318   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                       | 株 主 資 本   |           |                 |               |                                  |          |               | 株 主 資 本 計 合 |
|---------------------------------------|-----------|-----------|-----------------|---------------|----------------------------------|----------|---------------|-------------|
|                                       | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                 | 利 益 剰 余 金     |                                  | 自 己 株 式  |               |             |
|                                       |           | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 剰 余 金 |          | 利 益 剰 余 金 合 計 |             |
| 当 期 首 残 高                             | 1,581,306 | 398,701   | 15,456          | 414,158       | 502,484                          | 502,484  | △67           | 2,497,880   |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額       |           |           |                 |               | △161,328                         | △161,328 |               | △161,328    |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高     | 1,581,306 | 398,701   | 15,456          | 414,158       | 341,155                          | 341,155  | △67           | 2,336,551   |
| 当 期 変 動 額                             |           |           |                 |               |                                  |          |               |             |
| 当 期 純 利 益                             |           |           |                 |               | 240,318                          | 240,318  |               | 240,318     |
| 剰 余 金 の 配 当                           |           |           |                 |               | △82,899                          | △82,899  |               | △82,899     |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |           |           |                 |               |                                  |          | △249,970      | △249,970    |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |           |           |                 |               |                                  |          | 14,988        | 14,988      |
| 自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替                 |           |           | △474            | △474          |                                  |          |               | △474        |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |           |           |                 |               |                                  |          |               |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | -         | -         | △474            | △474          | 157,419                          | 157,419  | △234,982      | △78,037     |
| 当 期 末 残 高                             | 1,581,306 | 398,701   | 14,982          | 413,683       | 498,574                          | 498,574  | △235,049      | 2,258,514   |

|                                       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                     | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 計 合 |
|---------------------------------------|-----------------|---------------------|-----------|-----------|
|                                       | 繰 越 ヘ ッ ジ 損 益   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                             | 5,772           | 5,772               | 6,712     | 2,510,365 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額       |                 |                     |           | △161,328  |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高     | 5,772           | 5,772               | 6,712     | 2,349,037 |
| 当 期 変 動 額                             |                 |                     |           |           |
| 当 期 純 利 益                             |                 |                     |           | 240,318   |
| 剰 余 金 の 配 当                           |                 |                     |           | △82,899   |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |                 |                     |           | △249,970  |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |                 |                     |           | 14,988    |
| 自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替                 |                 |                     |           | △474      |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | 12,432          | 12,432              | 5,152     | 17,584    |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | 12,432          | 12,432              | 5,152     | △60,452   |
| 当 期 末 残 高                             | 18,204          | 18,204              | 11,864    | 2,288,584 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ③ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- ・デリバティブ 時価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物…………… 定率法  
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。  
車両運搬具…………… 定率法  
工具、器具及び備品…………… 定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 15年  
車両運搬具 3年  
工具、器具及び備品 4年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (4) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

#### ③ ヘッジ方針

為替相場変動リスクの低減のため、内部規定に基づき、ヘッジしております。

#### ④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段における通貨、期日等の重要な条件が同一であり、かつヘッジ期間を通じて相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺していると想定することができる為替予約取引に関しては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

「流動資産」の「立替金」「未収金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 799,600千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社の将来の事業計画に基づく営業利益及び割引前将来キャッシュ・フローを検討することによって、減損の兆候・認識の判定を行っております。関係会社株式の減損の検討は、主に事業計画を基礎として行っておりますが、検討過程で使用された主な仮定は、成長率と割引率であります。

これらの仮定に基づく数値は、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られる過去データを基礎としております。翌年度以降、対象会社の実績が事業計画と大きく乖離する場合、計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(非上場株式等の評価)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式等） 107,336千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、株式等の実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。超過収益力を加味して取得した非上場株式等については、実質価額に当該超過収益力を反映しております。取得時の超過収益力の毀損の有無は、投資先の事業計画の実現可能性、計画と実績の乖離状況、売上高成長率等を総合的に勘案して判断しております。投資先の事業計画と実績に乖離等が生じ超過収益力の毀損が認められた場合には、減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 347,169千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 一千円

② 短期金銭債務 451,570千円

## 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高 93,742千円

仕入高 177,455千円

営業取引以外の取引高 101,238千円

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 16,580,000株 | -          | -          | 16,580,000株 |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 72株         | 454,200株   | 27,231株    | 427,041株   |

### (3) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 22,800株

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(単位：千円)

|             |          |
|-------------|----------|
| 繰延税金資産      |          |
| 未払事業税否認     | 6,794    |
| 貸倒引当金繰入額否認  | 969      |
| 賞与引当金繰入額否認  | 21,286   |
| 減価償却限度超過額   | 44,923   |
| 投資有価証券評価損否認 | 56,237   |
| 会員権評価損否認    | 2,823    |
| 税務上の収益認識差額  | 22,836   |
| 繰越欠損金       | 55,048   |
| 資産除去債務      | 3,490    |
| その他         | 5,396    |
| 繰延税金資産小計    | 219,806  |
| 評価性引当額      | △111,262 |
| 繰延税金資産合計    | 108,544  |
| 繰延税金負債      |          |
| 繰延ヘッジ損益     | △8,034   |
| 繰延税金負債合計    | △8,034   |
| 繰延税金資産の純額   | 100,510  |

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称                  | 議 決 権 等 の 所 有 ( 被 所 有 ) 割 合 | 関 連 当 事 者 と の 関 係       | 取 引 内 容                                                                 | 取 引 金 額                                | 科 目                 | 期 末 残 高                    |
|-----|------------------------------|-----------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------|----------------------------|
| 子会社 | 株式会社<br>テリロジー<br>ワークス        | 所有<br>直接100.0%              | 役員の兼任<br>製品の仕入<br>製品の販売 | 製品の仕入<br>(注) 1<br>製品の販売<br>(注) 1<br>経営支援料の<br>受取(注) 2<br>資金の借入<br>(注) 3 | 134,485<br>89,382<br>36,463<br>318,689 | 買掛金<br>売掛金<br>短期借入金 | 14,677<br>2,558<br>318,689 |
|     | 株式会社<br>テリロジー<br>サービスウ<br>ェア | 所有<br>直接100.0%              | 役員の兼任<br>製品の仕入          | 製品の仕入<br>(注) 1<br>経営支援料の<br>受取(注) 2<br>資金の借入<br>(注) 3                   | 41,910<br>33,625<br>132,880            | 買掛金<br>短期借入金        | 3,934<br>132,880           |
|     | クレシード<br>株式会社                | 所有<br>直接90.0%               | 役員の兼任<br>製品の仕入<br>製品の販売 | 経営支援料の<br>受取(注) 2                                                       | 24,000                                 | 未収金                 | 2,200                      |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社に対する製品の仕入および販売については、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2. 子会社からの経営支援料の受取については、每期交渉の上、決定しております。
3. 子会社に対する短期借入金については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は期末残高を記載しております。

## 11. 収益認識に関する注記

収益認識会計基準等の適用をした結果、当会計期間の期首の利益剰余金が161百万円減少しております。当期累計期間の四半期損益計算書は、売上高が516百万円、売上原価が376百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ139百万円減少しております。

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 140円95銭
- (2) 1株当たり当期純利益 14円82銭

## 13. 重要な後発事象に関する注記

単独株式移転による純粋持株会社体制への移行

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社テリロジー  
取締役会 御中

UHY東京監査法人  
東京都品川区

|                        |       |         |
|------------------------|-------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 谷 田 修 一 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 安 河 内 明 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テリロジーの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テリロジー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社テリロジー  
取締役会 御中

UHY東京監査法人  
東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 安 河 内 明  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テリロジーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムについて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、UHY東京監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びUHY東京監査法人から受けております。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

|            |        |
|------------|--------|
| 株式会社テリロジー  | 監査役会   |
| 常勤監査役      | 吉田清滋 ㊞ |
| 監査役（社外監査役） | 細谷僚一 ㊞ |
| 監査役（社外監査役） | 佐藤宏 ㊞  |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                     | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示）</u><br>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をなすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。。 | (削 除) |

| 現 行 定 款                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役津吹憲男、阿部昭彦、宮村信男、鈴木達、尾高雅美の5氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | つぶき たかお<br>津吹 憲男<br>(1942年9月18日生)   | 1989年7月 当社設立<br>当社代表取締役社長<br>2017年4月 当社代表取締役会長(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2,461,800株  |
| 2     | あべ あきひこ<br>阿部 昭彦<br>(1947年9月5日生)    | 1989年8月 当社入社<br>1990年5月 当社常務取締役<br>2002年6月 当社専務取締役<br>2009年6月 当社取締役副社長<br>2011年5月 当社取締役<br>2012年1月 当社取締役副社長<br>2017年3月 (株)テリロジーワークス取締役(現任)<br>2017年4月 当社代表取締役社長<br>兼執行役員社長(現任)<br>(担当) 管理部門管掌                                                                                                                                               | 764,800株    |
| 3     | みやむら のぶお<br>宮村 信男<br>(1965年11月20日生) | 1990年2月 当社入社<br>1999年4月 当社営業部長<br>2001年6月 University of Southern California MBA 派遣留学<br>2003年4月 当社社長付<br>2003年10月 シスコシステムズ(株)入社<br>マーケティング部プロダクトマネージャー<br>2007年12月 当社入社 社長室戦略担当<br>2008年4月 当社事業本部長<br>2008年6月 当社取締役<br>2017年4月 当社取締役兼執行役員副社長(現任)<br>2018年3月 (株)テリロジーワークス代表取締役(現任)<br>(担当) (株)テリロジーワークス管掌<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)テリロジーワークス代表取締役 | 13,000株     |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4     | すずきとおる<br>鈴木 達<br>(1959年4月3日生)    | <p>1999年4月 日商岩井(株)情報通信事業部<br/>情報・ネットワーク課長</p> <p>2000年4月 アイ・ティー・エックス(株)入社</p> <p>2000年6月 同社取締役</p> <p>2004年1月 (株)UCOM代表取締役</p> <p>2006年6月 社団法人JPNIC理事</p> <p>2010年5月 オリンパスビジネスクリエイツ(株)<br/>代表取締役</p> <p>2011年6月 日商エレクトロニクス(株)取締役</p> <p>2014年3月 インヴェンティット(株)代表取締役</p> <p>2016年4月 当社入社 アカウント営業部長</p> <p>2016年6月 当社取締役</p> <p>2017年4月 当社取締役兼執行役員副社長<br/>(現任)</p> <p>2017年12月 (株)テリロジーサービスウェア代表<br/>取締役</p> <p>2021年4月 クレシード(株)代表取締役 (現任)</p> <p>2021年6月 (株)テリロジーサービスウェア取締<br/>役</p> <p>(担当) 事業部門管掌<br/>(重要な兼職の状況)</p> <p>クレシード(株)代表取締役<br/>(株)テリロジーサービスウェア取締役</p>                                                                                                                   | 29,000株     |
| 5     | おだかまさよし<br>尾高 雅美<br>(1964年5月15日生) | <p>1987年4月 トヨタ自動車株式会社</p> <p>1990年10月 監査法人トーマツ</p> <p>1990年10月 公認会計士登録</p> <p>1999年4月 弁護士登録</p> <p>1999年4月 成蹊法律事務所</p> <p>2003年10月 黒田法律事務所</p> <p>2005年2月 クリフォードチャンス法律事務所</p> <p>2006年10月 AIG Global Real Estate Asia<br/>Pacific, Inc.</p> <p>2008年12月 ING不動産投資顧問(株)</p> <p>2011年1月 独立開業 (現 ウィザーズ国際法<br/>律事務所) 代表 (現任)</p> <p>2014年1月 アブラハム・グループ・ホールデ<br/>ィングス(株) 監査役</p> <p>2016年6月 エース損害保険(株) 社外監査役</p> <p>2016年6月 (株)バルクホールディングス<br/>監査役</p> <p>2019年10月 エムエーウェルフェア(株) 取締役<br/>(現任)</p> <p>2019年7月 NPO法人アジア・太平洋まちづくり<br/>支援機構理事就任(現 常任理事)</p> <p>2021年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>ウィザーズ国際法律事務所代表<br/>NPO法人アジア・太平洋まちづくり支援機構<br/>常任理事</p> <p>エムエーウェルフェア株式会社取締役</p> | 0株          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 尾高雅美氏は社外取締役候補者であります。
3. 尾高雅美氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は弁護士および会計士の専門的な観点から事業経営について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言いただく事を期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、コーポレートガバナンスの強化への関与や、客観的・中立的立場での経営助言を行っていただく予定であります。
4. 当社は、尾高雅美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、500万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の15ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 尾高雅美氏の社外取締役在任期間は1年です。
7. 尾高雅美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役細谷僚一氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、地位、及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| とやま かつやす<br>外山 勝保<br>(1963年1月11日生) | 1987年4月 日本電信電話(株)入社<br>1987年7月 NTTソフトウェア研究所配属<br>1994年2月 NTT技術調査部 担当課長<br>1996年2月 NTTソフトウェア研究所 主任研究員<br>1997年9月 インターネットマルチフィード(株)<br>技術部次長<br>2001年8月 NTT情報流通プラットフォーム研究所<br>2007年7月 インターネットマルチフィード(株)<br>取締役技術部長<br>2012年7月 NTTコミュニケーションズ(株)<br>ネットワークサービス部オープンネッ<br>トワークサービス部門長 理事<br>2015年6月 インターネットマルチフィード(株)<br>代表取締役副社長 (現任) | 0株                  |

- (注) 1. 外山勝保氏は、新任の社外監査役候補者であります。
2. 外山勝保氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 外山勝保氏を社外監査役候補者とした理由は、IT業界において豊富な知見があり、特に当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、外山勝保氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、500万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の15ページに記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 株式移転計画承認の件

当社は2022年11月1日（予定）を期日として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により、純粹持株会社（完全親会社）である「株式会社テリロジーホールディングス」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2022年5月19日開催の当社取締役会において決議いたしました。

現在、当社グループは、親会社である当社がトータルセキュリティソリューションサービス事業を営みつつ、子会社の管理を行っております。一方、今後の当社グループの事業展開の加速化およびガバナンスの強化を通じたグループ事業価値向上の実現のため、持株会社体制への移行が最適であると判断し、持株会社体制への移行のため、株式移転を行いたく考えております。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆さまのご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う事由、本株式移転計画等は以下のとおりであります。

### 株式移転計画書

株式会社テリロジー（以下「当社」という。）は、新たに設立する株式会社テリロジーホールディングス（以下「新会社」という。）を当社の完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うことに関し、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

#### 第1条 （目的）

本計画に定めるところに従い、新たに設立する新会社の成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、当社の発行済株式の全部を新会社に移転するため、本株式移転を行うものとする。

#### 第2条 （新会社の定款で定める事項）

新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1に記載のとおりとする。

#### 第3条 （新会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人の氏名又は名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
  - (1) 設立時取締役 津吹 憲男
  - (2) 設立時取締役 阿部 昭彦
  - (3) 設立時取締役 宮村 信男
  - (4) 設立時取締役 鈴木 達
  - (5) 設立時取締役 尾高 雅美
2. 新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。
  - (1) 設立時監査役 吉田 清滋
  - (2) 設立時監査役 佐藤 宏
  - (3) 設立時監査役 外山 勝保
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。  
UHY東京監査法人

#### 第4条 (本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 新会社は、本株式移転に際して、新会社の成立日において、当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社の株式に代わり、当社が基準時現在発行する株式の合計に1を乗じた数の合計に相当する数の新会社の株式を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における当社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社の株式1株につき、新会社の株式1株の割合をもって割り当てる。

#### 第5条 (本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

1. 新会社は、本株式移転に際して、新会社の成立日において、基準時における当社の第2回新株予約権者に対し、その有する当社の第2回新株予約権に代わる新株予約権として、基準時における当社の第2回新株予約権の総数に1を乗じて得た数の別紙2に規定する内容の新会社の新株予約権を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における当社の各第2回新株予約権者に対し、その有する当社の第2回新株予約権の数に1を乗じて得た数の別紙2に規定する内容の新会社の新株予約権を割り当てる。
3. 新会社は、本株式移転に際して、新会社の成立日において、基準時における当社の第3回新株予約権者に対し、その有する当社の第3回新株予約権に代わる新株予約権として、基準時における当社の第3回新株予約権の総数に1を乗じて得た数の別紙3に規定する内容の新会社の新株予約権を交付する。
4. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における当社の各第3回新株予約

権者に対し、その有する当社の第3回新株予約権の数に1を乗じて得た数の別紙3に規定する内容の新会社の新株予約権を割り当てる。

5. 新会社は、本株式移転に際して、新会社の成立日において、基準時における当社の第4回新株予約権者に対し、その有する当社の第4回新株予約権に代わる新株予約権として、基準時における当社の第4回新株予約権の総数に1を乗じて得た数の別紙4に規定する内容の新会社の新株予約権を交付する。
6. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における当社の各第4回新株予約権者に対し、その有する当社の第4回新株予約権の数に1を乗じて得た数の別紙4に規定する内容の新会社の新株予約権を割り当てる。

#### 第6条 (新会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

新会社の成立日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| (1) 資本金の額   | 金450,000,000円   |
| (2) 資本準備金の額 | 金1,275,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 金1,275,000,000円 |

#### 第7条 (新会社の成立日)

新会社の設立登記をすべき日（以下「新会社の成立日」という。）は、令和4年11月1日とする。ただし、本株式移転の手續の進行等に応じて必要があるときは、当社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

#### 第8条 (株式移転計画承認株主総会)

当社は、新会社の成立日の前日までに、株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。

#### 第9条 (株式上場及び株主名簿管理人)

1. 新会社は、新会社の成立日において、その発行する普通株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場することを予定する。
2. 新会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

#### 第10条 (本計画の変更及び中止)

本計画作成後、新会社の成立日に至るまでに、天災地変その他の事情により、本株式移転の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合は、当社は、取締役会の決議により、本計画の内容を変更し、又は、本計画を中止することができる。

第 11 条 （規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当社の取締役会の決議により定める。

令和 4 年 5 月 19 日

当社：東京都千代田九段北一丁目 13 番 5 号

株式会社テリロジー

代表取締役社長 阿部 昭彦

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

**第1条** 当社は、株式会社テリロジーホールディングスと称し、英文では Terilogy Holdings Corporationと表示する。

(目 的)

**第2条** 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. コンピュータおよびその周辺機器の輸出入、販売および開発
2. コンピュータおよびその周辺機器の修理、保守
3. 情報通信機器およびその周辺機器その他部品の輸出入、販売および開発
4. 情報通信機器およびその周辺機器の修理、保守
5. コンピュータソフトウェアの設計、開発、販売
6. ネットワークシステムに関するコンサルティングサービスの事業
7. 電気通信工事業
8. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
9. 労働者派遣事業
10. 情報の処理および提供に関する事業
11. 電気通信事業およびその代理業
12. 出版物、印刷物および営造物の製作および販売
13. 工業所有権、ノウハウ、著作権その他無体財産権およびソフトウェアの取得、企画、開発、保全、利用、仲介および譲渡
14. 海外向けインターネットメディア運営事業
15. 海外向けウェブプロモーション事業
16. 海外向けマーケティングおよび広告代理店業務
17. 翻訳業
18. イベント・セミナーの企画、制作、運営
19. コンピュータのハードウェアの設計、製造および販売
20. コンピュータに関する各種のコンサルティング
21. コンピュータのシステムまたはプログラムの設計技術者の派遣
22. 通信ネットワークシステムの設計、研究開発および構築
23. オフィス家具、什器および設備に関する一切の販売および設計、施工

- 24. 出版物の制作および販売
  - 25. インターネットの接続仲介業、情報収集処理サービス業
  - 26. インターネットを利用したショッピングモールの開設、管理および運營業務
  - 27. ビッグデータ調査・解析および情報提供
  - 28. 前各号に附帯する一切の業務
- ② 当会社は、前項各号に定める事業を営むことができる。

(本店の所在地)

**第3条** 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

**第4条** 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

**第5条** 当会社の発行可能株式総数は、21,696,000株とする。

(単元株式数)

**第6条** 当会社の株式単元数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

**第7条** 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己の株式の取得)

**第8条** 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

**第9条** 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

**第10条** 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

**第11条** 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

**第12条** 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。

(招集権者および議長)

- 第13条** 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
- ② 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い取締役会長または取締役社長がこれにあたる。取締役会長および取締役社長とともに事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第14条** 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

**第 15 条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第 16 条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

**第 17 条** 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

**第 18 条** 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任方法)

**第 19 条** 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任 期)

**第 20 条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の設置)

**第 21 条** 当社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集権者および議長)

**第 22 条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

- ② 取締役会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い取締役会長または取締役社長がこれにあたる。取締役会長および取締役社長とともに事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

**第 23 条** 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

**第 24 条** 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 取締役会の決議によって取締役社長 1 名を選定し、又必要に応じ、取締役会長 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の決議方法等)

**第 25 条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

**第 26 条** 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

- ② 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

**第 27 条** 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

**第 28 条** 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

**第 29 条** 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

**第 30 条** 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員 数)

**第 31 条** 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

**第 32 条** 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

**第 33 条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- ③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(常勤の監査役)

**第 34 条** 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

**第 35 条** 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

**第 36 条** 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

**第 37 条** 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

**第 38 条** 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

**第 39 条** 監査役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

**第 40 条** 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

**第 41 条** 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

**第 42 条** 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

**第 43 条** 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

**第44条** 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

**第45条** 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

**第46条** 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

**第47条** 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 当社は、前項に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(剰余金の配当等の基準日)

**第48条** 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、これを行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

**第49条** 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

●定款

令和4年11月1日 会社成立

## 別紙2：新株予約権の内容

### 株式会社テリロジーホールディングス第1回新株予約権

#### 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2022年11月1日から2049年8月22日までとする。

#### 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、上記「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- ②新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者から当社に対しあらかじめ届け出のあった法定相続人（当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族1名に限る）がこれを行行使することができるものとする。但し、

権利承継者は、新株予約権者が死亡した日から6カ月以内に限り新株予約権を行使することができるものとし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することはできない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合には、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。

- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥新株予約権者が、在任期間中に、違法又は不正な職務執行、善管注意義務に抵触する行為またはこれらに準ずる行為があると認められるときには、取締役会の決議により新株予約権の行使を制限することができるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、新株予約権者による行使がなされていない本新株予約権に対し、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

### 別紙3：新株予約権の内容

#### 株式会社テリロジーホールディングス第2回新株予約権

##### 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

##### 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

##### 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2022年11月1日から2050年7月15日までとする。

##### 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、上記「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- ②新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者から当社に対しあらかじめ届け出のあった法定相続人（当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族1名に限る）がこれを行行使することができるものとする。但し、

権利承継者は、新株予約権者が死亡した日から6カ月以内に限り新株予約権を行使することができるものとし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することはできない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合には、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。

- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥新株予約権者が、在任期間中に、違法又は不正な職務執行、善管注意義務に抵触する行為またはこれらに準ずる行為があると認められるときには、取締役会の決議により新株予約権の行使を制限することができるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、新株予約権者による行使がなされていない本新株予約権に対し、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## 別紙4：新株予約権の内容

### 株式会社テリロジーホールディングス第3回新株予約権

#### 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2022年11月1日から2051年7月15日までとする。

#### 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、上記「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- ②新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者から当社に対しあらかじめ届け出のあった法定相続人（当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族1名に限る）がこれを行行使することができるものとする。但し、

権利承継者は、新株予約権者が死亡した日から6カ月以内に限り新株予約権を行使することができるものとし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することはできない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合には、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。

- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥新株予約権者が、在任期間中に、違法又は不正な職務執行、善管注意義務に抵触する行為またはこれらに準ずる行為があると認められるときには、取締役会の決議により新株予約権の行使を制限することができるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、新株予約権者による行使がなされていない本新株予約権に対し、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

以上

## 株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 東京都千代田区九段北一丁目 8 番10号  
住友不動産九段ビル  
ベルサール九段 4階 ROOM 4



### 〔交通〕

東京メトロ東西線 九段下駅 7番出口徒歩2分

東京メトロ半蔵門線 九段下駅

都営新宿線 九段下駅 5番出口徒歩3分

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みにより、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面によって、またインターネット等によって議決権を行使することをご推奨申し上げます。本年の株主総会においては、議決権を有効にご行使をいただいたすべての株主様に対し、後日QUOカード（500円分）を郵送にてお送りすることとします。